

岡山県人権教育推進委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼に応じ人権教育推進の在り方について提言を行い、又は必要と認める事項について意見を述べる。

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 学校関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等を招き、意見の開陳、説明、資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員若干名で組織する。

3 小委員会の委員は、会長が指名する。

4 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから互選する。

5 委員長は、会長の命を受け、小委員会の会務を総理し、小委員会の経過及び結果を会長に報告する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第8条 委員会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は会議に出席し、会長の求めに応じて資料を説明し、又は意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡山県教育庁人権教育・生徒指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

教育次長、教育政策課長、教職員課長、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長、保健体育課長、生涯学習課長、人権教育・生徒指導課長
--